

平成 30 年 6 月 1 日
消 防 庁

消防法施行規則等の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布

消防庁は、消防法施行規則等の一部を改正する省令（案）等の内容について、平成 30 年 3 月 5 日から平成 30 年 4 月 4 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、13 件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行規則等の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が平成 30 年 6 月 15 日に施行され、住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令（平成 29 年政令第 272 号）により、住宅宿泊事業に係る事前の届出が同年 3 月 15 日より開始されることが決定されたこと、及び旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 98 号）が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、客室の最低面積基準が収容定員一人当たり 3.3 m²以上とするよう緩和されたとともに、「簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について」（平成 29 年 12 月 15 日付け生食発 1215 第 3 号）により、複数の簡易宿所において共同で玄関帳場等を設置する場合の取扱いについて示されたことに伴い、共同住宅の一部が消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第一（5）項イの用途に供される防火対象物が今後増加することが想定されることから、こうした施設における消防用設備等の設置基準を合理化する等の整備を行うものです。

2 意見公募の結果

消防法施行規則等の一部を改正する省令（案）等の内容について平成 30 年 3 月 5 日から平成 30 年 4 月 4 日までの間、意見を公募したところ、13 件の御意見がございました。いただいた御意見及び御意見に対する総務省の考え方の詳細は、別紙のとおりです。

3 省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、「消防法施行規則等の一部を改正する省令」等を平成 30 年 6 月 1 日に公布しました。

4 資料の入手方法

別紙の資料については、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）及び消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）の「報道資料」欄に、本日（1 日（金））14 時を目途に掲載するほか、総務省消防庁予防課（総務省 3 階）において閲覧に供するとともに配布します。また、電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄にも掲載します。



（事務連絡先）

消防庁予防課 塩谷専門官、四維係長、
松葉、大矢、馬場、祝迫

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

		<p>小規模施設用自動火災報知設備を設置することを消防法施行令第 32 条の規定により消防本部の権限において認める際の考え方を「消防用設備等に係る執務資料の送付について（平成 30 年 3 月 15 日付け消防予第 83 号）」問 4 で示しています。（以下 URL 参照。）</p> <p>http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3003/pdf/300315_yo83.pdf</p>	
No. 16	<p>住宅宿泊事業は、一般個人が担い手となるため、シンプルでわかりやすいルールが求められます。そのため、消防法の目的と住宅宿泊事業の担い手（一般個人であるホスト）のニーズの両立の観点から、本案において必要な規制の合理化を行うことに賛成いたします。</p> <p>※注（No.11 の意見提出者と同じ）</p>	賛成意見として承ります。	無 （賛成意見のため）
No. 17	<p>近年、消防設備専用の自家発電設備に加えて、多様な負荷が接続される非常電源として自家発電設備が設置される例が増加していることから、設置者が点検の重要性を認識するような広報活動を期待いたします。</p>	御意見として承ります。	無
No. 18	<p>自家発電設備の点検の際に、一般社団法人日本内燃力発電設備協会の専門技術資格者と同協会の非常用自家発電設備保全マニュアル及び点検済証を活用するべきと考えます。</p> <p>※注（No.17 の意見提出者と同じ）</p>	<p>消防用設備等の点検を行う者の資格について、消防法令に規定されております。</p> <p>御質問の資格等は任意の資格となりますが、取得することにより、知識及び技術の向上に努めることは望ましいと考えております。</p>	無
No. 19	<p>非常電源の点検の頻度を経年によって頻度を短縮することは検討したのか。</p>	<p>現行の非常電源（自家発電設備）の点検の周期について、機器点検は 6 月、総合点検は 1 年となっております、</p>	無

		<p>この周期は改正案において変更ありません。</p> <p>今回改正案において6年ごとの点検としている箇所は「運転性能」の1項目のみであり、この6年の周期は、消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会での検討の結果を踏まえたものとなっております。</p>	
No. 20	<p>点検報告に関する規定において、罰則規定を検討すべきではないか。</p> <p>※注 (No.19 の意見提出者と同じ)</p>	<p>消防法第 17 条の 3 の 3 に規定する点検報告制度について、消防法第 44 条第 11 号において罰則規定が定められております。</p>	無
No. 21	<p>負荷運転を実施した際に、その内容を点検票に記載する欄が十分ではないので、様式の追加を検討すべきではないか。</p>	<p>点検票の記載欄が足りない場合には備考欄への記載又は別紙の添付で差し支えないと考えております。</p>	無
No. 22	<p>運転切替性能に関する点検について、電力を常時供給する自家発電設備に限定するのではなく、全ての自家発電設備において実施すべきではないか。</p>	<p>今回改正案は、運転切替性能に関する点検について、常用・防災兼用自家発電設備を対象としていることを明確にしたものであり、従前からの取扱いに関して変更するものではありません。</p>	無
No.23	<p>負荷運転の運転時間について、「必要な時間」の提示を行った上で、点検票の様式に時間を記載する部分を加えるべきではないか。</p>	<p>負荷運転の「必要な時間」について、自家発電設備の規模は建物の規模や接続する設備により様々であり、負荷運転の運転時間は、点検基準に定める事項を確認するための時間となるため、一様ではないと考えております。</p>	無
No.24	<p>「予防的な保全策」について、部品交換等を指してい</p>	<p>交換部品については、製品ごとに構造や材質等が</p>	無

	<p>ると考えられるが、メーカー及び型式毎に潤滑油等の交換推奨年数や交換部品が様々なので、公平を保つために一定の指針を示して欲しい。</p>	<p>様々であるため、交換推奨年数等を統一することは適当ではないと考えております。なお、「予防的な保全策」を含む具体的な内容については、今後、通知等によりお示しする予定です。</p>	
No. 25	<p>ガスタービンを原動力とする自家発電設備について、総合点検における運転性能点検を求めている理由は何か。 ※注（No.3 の意見提出者と同じ）</p>	<p>ガスタービンを原動力とする自家発電設備について、6月毎に実施する機器点検における無負荷運転が、負荷運転と同程度の機械的・熱的負荷がかかっていることから、総合点検での運転性能の点検項目を除くことができるとの「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」での検討結果を踏まえたものとなっております。</p>	無
No. 26	<p>「内部観察等」の点検内容は何か。</p>	<p>新たに追加する点検方法の「内部観察等」と、「予防的な保全策」の具体的な内容については、今後、通知等によりお示しする予定です。</p>	無
No. 27	<p>無負荷運転は自家発に影響はないのか。</p>	<p>無負荷運転を累積 36 時間（無負荷運転を 1 ヶ月に 1 回 10 分間行うことを想定した場合の 18 年間に相当）行った調査や長期間無負荷運転を実施している自家発電設備に対する設置状況調査において、自家発電設備の運転に影響ないレベルであったことが確認されております。</p>	無

○意見提出者数：13 件